

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

本市は、多様な意義をもつスポーツ文化の定着・育成を図るなかで、より多くの市民がスポーツ活動に取り組み、豊かであるおいのあるスポーツライフを享受できるよう、長期的な展望にたった計画の実施が重要な課題となっています。

このようなことから、希望する市民のだれもが、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境づくりを推進するため、スポーツ振興計画を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、国のスポーツ振興法（昭和36年9月）ならびに「スポーツ振興基本計画」（平成12年9月／文部省（現：文部科学省））や東京都の「東京スポーツビジョン」（平成14年7月／東京都教育庁）を踏まえ、本市におけるスポーツ振興を推進するため、西東京市スポーツ振興審議会の「スポーツ振興計画策定について」（平成15年6月）の答申を尊重し、策定するものです。

また、市の上位計画である「基本構想・基本計画」（平成15年9月）、「教育計画」（平成16年3月）および「生涯学習推進計画」（平成16年3月）などの関連計画におけるスポーツ分野についての施策を包括的に体系化し、より具体化するものとして策定するものです。

1-3 計画の期間

計画の期間は、平成18年度を初年度として、平成25年度を最終年度とした合計8年間となります。

1-4 本計画における「スポーツ」の定義

本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目や活動のレベルや強度にかかわらず、身体を使った運動を全て含むこととします。また、自らが身体を動かしておこなう「する」スポーツだけでなく、他者の競技を観戦する「みる」スポーツや、監督・コーチなどの指導者、スポーツ大会の審判やスタッフ、プロチームのサポーターとして参画する「ささえる」スポーツなども、スポーツ活動のひとつとして捉えています。

このように、「スポーツ」という概念や活動を広く定義づけ、スポーツ振興を推進していきます。

1 - 5 . 計画の全体像

本計画の全体像は以下の通りです。

